

沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

昭和60年8月6日付け総会計第642号

改正：平成2年6月1日付け総会計第193号

改正：平成6年7月1日付け総会計第374号

改正：平成14年7月8日付け府総会計第764号

改正：平成15年11月1日付け府総会計第860号

改正：平成17年12月1日付け府総会計第1026号

改正：平成20年3月31日付け府総会計第385号

改正：平成26年4月1日付け府総会計第327号

改正：平成27年4月1日付け府総会計第375号

改正：令和2年4月1日付け府総会計第207号

改正：令和3年4月1日付け府総会計第199号

改正：令和7年9月16日付け府総会計第405号

(指名停止)

第1 沖縄総合事務局長（以下「局長」という。）は、有資格者〔沖縄総合事務局競争参加者選定要領（昭和58年2月1日施行）第8条に規定する有資格者をいう。以下同じ〕が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 局長が指名停止を行ったときは、沖縄総合事務局（以下「当局」という。）に所属する契約担当官等〔会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「所属担当官」という。〕は、工事の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2 局長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 局長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 局長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3** 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。
- 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
- 二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 局長は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第一号から第三号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができる。
- 5 局長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会等の意見を聴取のうえ別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなつたと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第4** 局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合又は当局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間
- 二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第3項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあっては、2.5倍）の期間
- 三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあっては、2.5倍）の期間
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第一号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあっては、1.5ヶ月）加算した期間
- 五 当局又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第一号又は第二号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあっては、1.5ヶ月）加算した期間

（指名停止の措置対象区域の特例）

- 第5** 局長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、所管する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。
- 2** 局長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止等の通知)

第6 局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、遅滞なく、それぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。

2 局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 所属担当官は、会計法第29条の3第4項に規定する場合は、あらかじめ様式第4により局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第9 局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第5、様式第6、又は様式第7により所属担当官に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10 局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第11 第1から第10までの規定は、当局の発注する測量等の請負及び物品の購入等について準用する。

附 則

- 1 この要領は、昭和60年8月6日から適用する。
- 2 沖縄総合事務局指名停止及び指名回避要領（昭和59年2月27日総会計第67号）は廃止する。

ただし、昭和60年8月6日以前に指名停止又は指名回避の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成2年6月1日から適用する。
- ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成2年6月1日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成6年7月1日から適用する。
- ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成6年7月1日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年7月8日から適用する。
- ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成14年7月8日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年11月1日から適用する。
- ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成15年11月1日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年12月1日から適用する。
- 2 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年法律第35号）の施行の日までの間における指名停止については、要領第3第3項中「及び第4第一号から第三号まで」を「並びに第4第一号及び第二号」と、要領第4中「次の各号」を「次の第一号、第二号、第四号又は第五号」と、要領第4第二号中「確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決」を「審決（同法第48条の2第5項に規定する期間を経過した課徴金納付命令を含む。）」と、要領第4第四号中「第一号から前号まで」を「第一号又は第二号」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年3月31日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年9月16日から適用する。

別表第1

当局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 当局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(過失による粗雑工事)	
2 当局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「当局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
3 当局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められたとき。	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、当局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内
イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	
ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3カ月以上9カ月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2カ月以上6カ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当局の職員以外の関係省庁職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4カ月以上12カ月以内
ロ 一般役員等	2カ月以上6カ月以内
ハ 使用人	1カ月以上3カ月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3カ月以上9カ月以内
ロ 一般役員等	2カ月以上6カ月以内
ハ 使用人	1カ月以上3カ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3カ月以上9カ月以内
ロ 一般役員等	1カ月以上3カ月以内
(独占禁止法違反行為)	
5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内
6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第	当該認定をした日から

	1 2号に掲げる場合を除く。)。	
	イ 当局の所属担当官	3カ月以上12カ月以内
	ロ 当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官	2カ月以上9カ月以内
7	当局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内
	(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8	次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
	イ 当局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
	ロ 当局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1カ月以上12カ月以内
9	次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
	イ 当局の所属担当官	3カ月以上12カ月以内
	ロ 当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官	2カ月以上12カ月以内
10	他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内
11	当局又は関係省庁の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内
	(重大な独占禁止法違反行為等)	
12	当局若しくは関係省庁の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で関係省庁の所管に係るものとの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上36カ月以内
	イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又是有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。	
	ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又是有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は	

<p>談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 当局の所属担当官</p>	<p>2カ月以上9カ月以内</p>
<p>ロ 当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官</p>	<p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正 又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適 当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘 禁以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 拘禁以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、 工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>

様式第1

(用紙A4)
番号
年月日

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

内閣府 沖縄総合事務局長

指名停止通知書

この度、貴が（の）①ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態の生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成20年3月31日付け府総会計第384号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合においては、 年 月 日までに総務部会計課又は開発建設部管理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の措置対象区域 ④
- 3 指名停止の理由 ⑤

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第6第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。
- 5 ⑤には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第2

(用紙A4)
番号
年月日

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

内閣府 沖縄総合事務局長

指名停止期間（及び）措置対象区域変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間（及び）措置対象区域を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 変更の理由

（注） 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第3

(用紙A4)
番号
年月日

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

内閣府 沖縄総合事務局長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

様式第4

(用紙A4)
番号
年月日

沖縄総合事務局長 殿

所属担当官

指名停止期間中の有資格業者との随意契約承認申請書

工事名及び施工場所	
工事種別	
契約の相手方	
契約予定年月日及び予定期	

上記工事等の請負契約については、下記1の理由により下記2の指名停止者を相手方とし、随意契約によりたいので、承認されたく申請する。

記

理由

様式第5

(用紙A4)
番号
年月日

所属担当官 殿

内閣府 沖縄総合事務局長

指名停止通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
登録工事種別、等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表 第 号の停止理由に該当したため、下記のとおり指名停止を行ったので通知する。

記

- 1 指名停止の期間 ①
- 2 指名停止の措置対象区域 ②
- 3 指名停止の理由
- 4 備考（他機関の見解等）
(注)

- 1 ①には、第3第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合にはその旨も記載する。
- 2 ②には、第5第1項の規定により指名停止の措置対象区域を定めた場合にはその旨も記載する。

様式第6

(用紙A4)
番号
年月日

所属担当官 殿

内閣府 沖縄総合事務局長

指名停止期間（及び）措置対象区域変更通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨の通知をしたところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間（及び）措置対象区域を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 変更の理由

（注）必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第7

(用紙A4)
番号
年月日

所属担当官 殿

内閣府 沖縄総合事務局長

指名停止解除通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を解除したので通知する。

記

理由